

平成28年度 第1回庁議要旨

日時：平成28年4月11日（月）

午前9時～午前9時30分

会場：庁議室

[審議事項]

1 新市街地における未登録宅地の危険区域外の被災者等への提供について（復興事業部）

被災市街地復興土地区画整理事業において新市街地（新蛇田、新渡波、新渡波西、あけぼの北、新蛇田南）の造成を行っており、事前登録制度によって防集対象者の移転先を登録してきたところである。また、今年の1月からは、防集対象者以外の復興関連事業協力者へも事前登録を開始したところであるが、未登録の宅地が存在している状況である。

そこで、災害危険区域外の被災者等に対し、未登録宅地を供給することにより、仮設住宅等に入居中の被災者の方等の自立再建を促すとともに、定住の促進を図ることを目的とする。

(1) 主な内容

① 対象財産

新市街地における区画整理事業地内の宅地で防災集団移転事業以外の宅地

H28.3.1 現在

団地名	宅地数
新蛇田	126
新渡波	51
新渡波西	21
あけぼの北	5
新蛇田南	139
計	342

② 提供対象者

I 石巻市内で被災し、り災証明が全壊、大規模半壊又は半壊（半壊した住宅を取り壊した場合または取り壊すことが確実である場合に限る。）の者で自立再建していない者並びにり災時に石巻市には住んでいなかったが、市内に所有していた住家が被災により住めなくなった者で、新市街地に移転を希望する者

II 新市街地に住宅を建築し、本人又は親族（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）が居住する者（市内、市外の者及び被災状況は問わない。）

※ 上記の順位で宅地の登録を行う。

③ 提供方法

I 分譲

II 貸付け ※上記対象者Iの者に限る。

④ 相手方の決定方法

「石巻市新市街地における防集対象者以外の者の事前登録に関する事務取扱要領」による。

⑤ 取扱方針等

「石巻市防災集団移転促進事業に係る移転先宅地に関する取扱方針」に準じる。

(ア) 分譲

I 分譲価格・・・平成25年度第6回公有財産価格審査委員会にて決定した金額

II 住宅建築期限・・・契約締結の日から12か月以内に着手【届出により延期可能】

(イ) 貸付け

I 契約種別・・・定期借地

II 契約期間・・・52年

III 借地料・・・固定資産税評価額の1.4%ただし、初めの10年間は200㎡までの分を100%減免

IV 住宅建築期限・・・契約締結の日から12か月以内に着手【届出により延期可能】

(2) 今後の予定

平成28年4月 募集要項作成、市報掲載(5.1・5.15日号)、ホームページ掲載

定例記者会見(4月13日にて公表)

対象者①

5月中旬 団地登録

 ⇒

6月中旬 宅地登録

 ⇒

7月中旬 抽選・決定

対象者②

5月中旬 団地登録

 ⇒

9月中旬 宅地登録

 ⇒

10月中旬 抽選・決定

[報告事項]

1 石巻市消防団員等公務災害補償の見直しについて(総務部)

「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年省令第41号)」が平成28年3月31日に公布、平成28年4月1日から施行された。

これに伴い、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件(平成28年総務省告示第137号)」が平成28年3月31日付けで告示、平成28年4月1日から施行され、石巻市消防団員等公務災害補償条例も同様に改正が必要となったものである。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件が、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、本市においても総務大臣が定める金額が増額改定されたことに基づき、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図るものである。

(1) 主な内容

石巻市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第2項の改正(3月31日専決、4月1日施行)非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償の額を改定した。

① 常時介護を要する場合について

親族などによる介護を受けていないときは、1月当たりの介護補償上限額を104,530円から104,950円に、親族などによる介護を受けているときは、1月当たりの介護補償の一律定額を56,720円から57,030円に改正した。

② 随時介護を要する場合について

親族などによる介護を受けていないときは、1月当たりの介護補償上限額を52,270円から52,480円に、親族などによる介護を受けているときは、1月当たりの介護補償の一律定額を28,360円から28,520円に改正した。

(2) 今後の予定

専決処分について、次に開催される市議会に報告する。

2 津波避難ビルの指定について（総務部）

本市の津波避難困難区域において、津波から市民の安全を確保するため、民間事業者等が設置する施設を活用し、津波避難場所を整備するものである。

津波避難施設を整備することで、本市の防災対策の推進を図るとともに、津波避難ビルに指定し補助金を交付することで、早期に復旧を目指す民間事業者の一助とし、併せて、本市の産業復興を図るものである。

(1) 主な内容

・津波避難ビル（第24号）の概要

- | | | | |
|--------|-----------------------|---------|---------------------|
| ① 所有者 | 協業組合 石巻廃棄物処理センター | 理事長 | 佐藤 佑 |
| ② 施設名 | 協業組合 石巻廃棄物処理センター（事務所） | | |
| ③ 住所 | 石巻市門脇字明神1番地37 | | |
| ④ 構造 | 鉄骨造陸屋根2階建 | | |
| ⑤ 避難面積 | 172.2㎡（2階会議室等） | 避難場所の高さ | 4.4m（今次津波の浸水深 2.8m） |
| ⑥ 収容人員 | 収容人員 171人（従業員を除く） | | |

(2) 今後の予定

・市報（4月15日号）に掲載し、周知を図る。

3 物産市等開催・参加支援事業費補助金交付制度の見直しについて（産業部）

東日本大震災の影響により落ち込んだ地域経済を立て直すため、市内事業者等が実施する特産品の普及及び販路拡大を図るための物産市等の事業に対して、予算の範囲内において石巻市物産市等開催・参加支援事業費補助金を交付している。

平成24年度から開始している当該補助金は、年々交付件数及び交付金額が増加しており、未交付の事業者が発生する恐れも想定されるため、制度の見直しを図る必要がある。

これまでの実績を考慮し、予算の範囲内でより多くの事業者を効果的に支援するため補助率を見直し、特産品の普及及び販路拡大を図る。

(1) 主な内容

石巻市物産市等開催・参加支援事業費補助金補助率の見直し

① 改正前

- ・物産市等イベント開催支援事業補助率 10分の10以内（補助限度額75万円）
- ・物産市等イベント参加支援事業補助率 10分の10以内（補助限度額30万円）

② 改正後

- ・物産市等イベント開催支援事業補助率 4分の3以内（補助限度額75万円）
- ・物産市等イベント参加支援事業補助率 5分の4以内（補助限度額30万円）

※補助対象事業ごとの補助金の交付の対象となる経費に対する補助率を引き下げる。

③ 施行年月日

- ・平成28年4月1日施行

[その他]

1 石巻市における震災伝承について（復興政策部）

旧門脇小学校校舎および旧大川小学校校舎を震災伝承するための重要な施設とし、旧門脇校舎については一部または部分保存、大川小学校については全体保存を実施する旨、周知があった。

2 平成28年度日和山公園観桜期間の概要について（産業部）

平成28年4月11日（月）から19日（火）まで実施する旨、周知があった。

以 上